

令和元年 9 月 2 日

保護者の皆さまへ

社会福祉法人大慈会
みぞのくち保育園
園長 鈴木 佳江

保育無償化に伴う給食費の取り扱いについて

日頃より弊園の運営についてご理解と多大なるご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、報道等を通してご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、幼児教育・保育の無償化について、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」(令和元年法律第7号)が本年5月 17 日に公布され、10月1日に施行されます。それに伴う食材料費の取扱いの変更については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意。以下「方針」という。)において、「幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする」とされています。今般、方針において示された食材料費の取扱いの変更の際に、副食費の徴収額の考え方等について次のとおりお伝えいたします。

1 幼児教育・保育無償化に伴う食材料費の取扱いの変更に関する基本的な考え方について

食材料費について、これまでも3歳から5歳児の主食費(月額1500円)は園による徴収、副食費については保育料の一部として、保護者の方に御負担いただいております。今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、本年10月1日から、保育園に通う全ての2号認定子ども(3歳から5歳児)及び3号認定子ども(0歳から2歳児)のうち市民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されますが、食材料費については保護者の方に御負担いただくという考え方、また、実費徴収であることから園に直接お支払いいただくこととなります。

併せて、これまでも国基準で保育料を減免されていた方については、副食費の免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充されます。

2 2号認定子ども(3歳から5歳児)の副食費の徴収額について

1の食材料費の取扱いの変更に伴い、園が徴収する副食費の徴収額は、実際に給食の提供に要した材料の費用とこれまで保育料の一部として保護者に負担頂いていた金額を勘案して月額4,500円といたします。

3 特別食や利用のない月がある場合の考え方について

副食費の徴収額は、施設の子どもを通じて均一といたします。なお、アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、原則、同一の取扱いといたします。また、副食費の徴収額は月額が基本ですが、里帰り出産や長期入院等で長期間にわたり園の利用がない場合はご相談ください。

4 食材料費の支払方法について

今年度に関しては、11月と2月に3か月分ごとにまとめてお支払いいただきます。また来年度より口座振替による集金を導入する予定です。ご理解いただき皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

5 重要事項説明書の記載変更について(9/25 提出要)

上記に伴ない、入園時にいただいた重要事項説明書の記載について一部変更いたします。全園児を対象に変更後の重要事項説明書を配布いたしますので、ご確認いただきご署名・押印のうえ各クラス担当保育士までお手渡しください。

9月25日(水)までにご提出くださいますようお願いいたします。